

社労連第 5 2 1 号
平成 29 年 8 月 18 日

地域協議会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公印省略)

労働法教育に関する高校教員等向けセミナーに係る協力依頼について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 29 年 8 月 4 日付事務連絡「労働法教育に関する高校職員等向けセミナーに係る協力依頼について（要請）」（別添 1）にて、厚生労働省労働基準局労働条件政策課長より、当職あてに協力依頼がありました。

本事業は、本年 4 月に厚生労働省が作成した『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を用いて、労働法教育に関する高校教員等向けセミナーを実施するという内容となっております。

つきましては、別添 2 及び別添 3 をご参照のうえ、本事業内容をご理解いただくとともに、貴地域協議会を構成する社会保険労務士会への周知方につきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」の冊子は、平成 29 年 4 月 10 日付社労連第 225 号「高等学校における労働法教育への協力について（協力依頼）」にて都道府県社会保険労務士会に送付済みであること、また、開催地社会保険労務士会には別途協力依頼を行うことを申し添えます。

謹 白
(担当：業務部事業課)



事務連絡
平成 29 年 8 月 4 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働法教育に関する高校教員等向けセミナーに係る
協力依頼について（要請）

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 28 年度厚生労働省事業として、文部科学省の御協力もいただき、高等学校等における労働法や制度の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成いたしました。

本資料については、既に高等学校等に送付したところですが、平成 29 年度事業として、高等学校等における本資料を活用した労働法等のワークルールの指導の参考となる標記セミナーを、別添リーフレットのとおりに全国 10 箇所の会場（北海道・宮城・東京・神奈川・愛知・京都・広島・香川・福岡・沖縄）で開催することといたしました。

本セミナーは、高校教員等と労働法の専門家が連携し、どのように労働法教育を進めていくかについて考えるセミナーともなっております。つきましては、貴職より貴会会員に対して標記セミナーを周知していただくとともに、ご都合のつく方につきましては、出席勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、セミナー開催地の都道府県社会保険労務士会に対しましては、別途本年度事業受託事業者より詳細版のリーフレットを送付させていただきますことを申し添えます。

参考 URL: <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/tobira/index.html>

○本件連絡先：

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

TEL：厚生労働省代表 03-5253-1111（内線 5545）

高校生の
指導者
向け

平成29年度厚生労働省委託事業

労働法教育 に関する

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

高校教員等向け セミナー

本セミナーは、高校等において、先生方が、将来、社会に出る生徒達へ、
どのように労働法教育を実施していくか、いきたいかについて、率直に話し合ってもらい、
関係者間の相互理解、共通認識や、機運の醸成を図ることを目的としています。

受講対象者

高校の教員等指導者

プログラム

- 労働法教育の必要性とポイント
- 高校教員等と社会保険労務士専門家との
学び合い・話し合い

申込方法

裏面の申込票＜FAX送信用＞もしくは下記メールアドレスまで

当日は各校宛に送付いたしました
「『はたらく』へのトビラ」をお持ち下さい。



全国10箇所
開催



1日2回
開催
(午前午後)

1回あたり2.5～3時間

参加費
無料

株式会社東京リーガルマインド 労働法教育に関する支援対策事業事務局

電話 03-5913-6085 FAX 03-5913-6409

『はたらく』へのトビラ ～ワークルール20のモデル授業案～



厚生労働省では、これまでも『知って役立つ労働法』や『まんが知って役立つ労働法Q&A』など若い人々の労働法や制度の学習にも役立つ資料等を作成・配布しております。

この度は、労働法や制度（ワークルール）が人々に生涯にわたり関係することや、現に働く上で様々なトラブルや問題がおこっていることなどから、高校生等にさらに労働法等のワークルールについての理解を深めてもらうべく、高等学校の授業の中で労働法等がより一層扱われることを促進するため、高校教員等用のための参考資料として『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～を作成し全国の高校等に配布いたしました。



様々な授業形態に対応

「簡単なクイズ」「ケーススタディ」「調べ学習」「探求的学習」
「話し合い」「体験を通じた学習」「ロールプレイ」

「今起きている課題・問題も取り上げ」

生徒が興味を持ち自分で考えたい問題

「生徒が理解・納得しやすいもの」

生徒の感覚に合わせた言葉遣いや説明

「なるべく平易にかつサラッと流れず残る」

驚きをもたらすような問い設定や問題設定

開催地		日程
北海道	北海道建設会館（札幌市中央区）	9 / 1 金
東京	国立オリンピック記念青少年総合センター（渋谷区）	9 / 6 水
香川	レクザムホール（高松市玉藻町）	9 / 8 金
愛知	フジコミュニティセンター（名古屋市中村区）	9 / 13 水
宮城	東京エレクトロンホール宮城（仙台市青葉区）	9 / 27 水
広島	広仁会館（広島市南区）	10 / 17 火
京都	コープ・イン・京都（京都市中央区）	10 / 18 水
横浜	日石横浜ビル（横浜市中区）	10 / 19 木
沖縄	沖縄青年会館（那覇市久米）	10 / 31 火
福岡	チクモクビル（福岡市中央区）	11 / 16 木



セミナー申込票＜FAX送信用＞

株式会社東京リーガルマインド

「労働法教育に関する支援対策事業」運営事務局 宛

＜FAX番号＞

03-5913-6409

ご希望の時間帯に○をつけてください

午前

午後

勤務先住所		参加者名	
勤務先名			
氏名(代表者) ※1			
ご連絡先	tel:		
	email: @		
資料 ※2	冊		

※1 複数でご参加の場合は恐れ入りますが代表者様の氏名連絡先等の記載と参加者全員の氏名を記載してください。

※2 本年3～4月に送付いたしました『はたらく』へのトビラ」の持参をお願いしておりますが、お手元がない場合は必要冊数を明記してください。

労働法教育に関する高校教員等向けセミナー概要

1. セミナー趣旨

高校教員に、将来社会に出る生徒達へどのように労働法教育を実施していくか、いきたいかについて率直に話し合ってもらい、関係者間の相互理解、共通認識や機運の醸成を図ることを目的としています。

※厚生労働省作成の「『はたらく』へのトビラ」を用いて実施します。

2. 受講対象者

高校の教員等

3. 開催地及び開催日

開催地	会場	日程
北海道	北海道建設会館（札幌市中央区）	9月1日（金）
宮 城	東京エレクトロンホール宮城 （仙台市青葉区）	9月27日（水）
東 京	国立オリンピック記念青少年総合 センター（渋谷区）	9月6日（水）
神奈川	日石横浜ビル（横浜市中区）	10月19日（木）
愛 知	フジコミュニティセンター （名古屋市中村区）	9月13日（水）
京 都	コープ・イン・京都（京都市中京区）	10月18日（水）
広 島	広仁会館（広島市南区）	10月17日（火）
香 川	レクザムホール（高松市）	9月8日（金）
福 岡	チクモクビル（福岡市中央区）	11月16日（木）
沖 縄	沖縄青年会館（那覇市）	10月31日（火）

4. 時間

午前 9：30～正午

午後 2：00～4：30

※午前、午後ともに同内容の予定。また、会場により多少の前後あり。

5. プログラム

前半：労働法教育のポイント（大学教員等2名が講義）

後半：高校教員等と社会保険労務士・弁護士・司法書士との学び合い・
話し合い

※後半は高校教員 5 名程度のグループにつき 1 名の専門家（社会保険労
務士・弁護士・司法書士のいずれか）がつき、教員の質問等に答える
形式でグループワークを実施します。

6. 謝金・交通費等

支給はございません

7. 事務担当連絡先

株式会社東京リーガルマインド（本事業受託者）

担当：芦川様・木村様

電話：03-5913-6085

e-mail:rdh-kyouiku@lec-jp.com

8. その他

- ・開催日の 2 週間前、1 週間前、2～3 日前に主催者から開催地都道府県
社会保険労務士会・地域協議会事務局に対し、出席状況の連絡が入る予
定です。
- ・1 開催地につき 150 名程度（午前・午後計）の教員の出席を見込んでい
ます。